

大和町奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子ども達の教育機会の充実並びに町内等企業の人材確保及び若者が帰ってきたくなる、移住したくなる、まちづくりのため、本町に定住し奨学金の返還を行う若者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については補助金等交付規則（昭和59年大和町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校等 高等学校，高等専門学校，中等教育学校（後期課程），特別支援学校（高等部），専修学校（高等課程及び専門課程に限る。），大学（専門職大学，大学院，専門職大学院，短期大学及び専門職短期大学を含む。）その他これらに準ずる教育施設として町長が認めるものをいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する学資貸与金，その他に地方公共団体等が高校等に進学した者が，学資として貸与された資金で町長が認めるものをいう。
- (3) 基準日 補助金交付申請日が属する年の1月1日をいう。
- (4) 定住 本町の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されており，当該住所地を生活の本拠としていることをいう。
- (5) 就業 高校等を卒業後，宮城県内の事業所に就業していること又は独立して自ら事業を営んでいることをいう。ただし，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はこれに類似する事業を除く。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 高校等に進学し，在学中に自らが奨学金の貸与を受けて，その返済を遅滞なく行っている者
 - (2) 補助金交付申請する初年度の4月1日において，満40歳未満の者
 - (3) 基準日から補助金交付申請日までの間，引き続き定住及び就業し，交付申請後5年以上本町に定住する予定である者。
 - (4) 本町及び従前の住所地において，補助金交付申請者及び同一世帯員に町税等の未納がない者
 - (5) 大和町暴力団排除条例（平成25年大和町条例第6号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有しない者
- 2 当該補助金を交付後に，就業先の都合により他の市町村に転出し，5年以内に

本町に再度転入したときは、残りの期間を補助金交付要件の対象とするもの。ただし、基準日については再転入日とし、対象期間は転出期間を含めて5年以内とするもの。

(補助金の算定対象期間及び補助金の額等)

第4条 補助金の算定対象期間は、補助金の交付を申請する前年度の1年間として、交付対象経費はその期間の奨学金返還額とする。

2 補助金の交付の対象期間は、最初に交付を受けた年度から5年以内とし、年度毎に交付するものとする。

3 補助金の額は、交付対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、年額100,000円、総額500,000円を上限とする。ただし、補助金の算定対象期間に他の制度等により、奨学金に関する補助金等の交付を受けた場合は、その金額を減じた額に3分の2を乗じて得た額とする。

4 前項に規定する額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大和町奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の各号の掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類
- (2) 対象期間の償還額がわかる書類
- (3) 高校等を卒業等したことを証する書類
- (4) 国又は他の自治体等による奨学金に関する補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を確認できる書類
- (5) 就業証明書又は事業証明書(様式第2号)
- (6) 誓約書(様式第3号)
- (7) 住民票の写し
- (8) 申請者及び世帯員の町税等の納税証明書又は非課税証明書
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請及び実績報告は年度毎に行うものとする。ただし、前項の第1号、第3号、第6号及び第8号の提出は初年度のみとし、第5号及び第7号については前年度の申請と変更がない場合は提出を省略することができる。

(補助金の交付決定等及び額の確定)

第6条 町長は、前条の規定による申請及び報告があったときは、内容を審査し適当と認める場合には、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対して大和町奨学金返還支援補助金交付決定及び確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第7条 町長は、前条の規定により交付決定及び額の確定通知書を通知した場合は、補助対象者に対し別表のとおり支払うものとする。

(調査等)

第8条 町長は、この要綱に基づく対象事業に関して、必要な調査を行うことができる。

(交付決定の取り消し)

第9条 町長は、交付決定者が提出した書類に虚偽その他不正があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、大和町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、当該取り消した部分に関して既に補助金が交付されているときは、大和町奨学金返還支援補助金返還命令書(様式第6号)により、交付決定者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年2月1日から施行する。ただし、第5条から第7条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

申請月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
補助金支払月	7月末日	10月末日	1月末日	4月末日

大和町長 殿

申請者 住 所 大和町
氏 名
生年月日 年 月 日（満 歳）
電話番号

大和町奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書

大和町奨学金返還支援補助金交付要綱第5条の規定により、下記により添付書類を添えて補助金の交付申請及実績報告をします。

記

交付基準日(申請回数)	年 月 日(申請回数 回目)
交付対象期間(交付年数)	年 月から 年 月まで(年目)
奨学金年間返還額 A	円
他の制度による補助の有無及び金額 B	無 ・ 有 円
交付申請額 $A - B = C \times 2/3$	円 (上限 10 万円)
就業先等の名称	
就業先等の住所	宮城県

振込先口座

金融機関名		支店名		預金種目	
口座番号			(フリガナ) 口座名義人		

添付書類

- (1) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類
- (2) 対象期間の償還額がわかる書類
- (3) 高校等を卒業等したことを証する書類
- (4) 国又は他の自治体等による奨学金返還に関する補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を確認できる書類
- (5) 就業証明書又は事業証明書（様式第2号）
- (6) 誓約書（様式第3号）
- (7) 住民票の写し
- (8) 町税等の納税証明書又は非課税証明書

※(1), (3), (6), (8)は初年度のみ。(5), (7)は前年度から変更がない場合、省略可能。

様式第2号（第5条関係）

就 業 証 明 書

就業者氏名	
生年月日	年 月 日生（ 歳）
就業者住所	大和町
就業者勤務地	宮城県
就業年月日	年 月 日から就業中
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規雇用 <input type="checkbox"/> 非正規雇用（雇用期間 ～ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
<p>大和町長 殿</p> <p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業所名：</p> <p>事業所所在地：</p> <p>代表者名： ⑩</p> <p>電話番号：</p>	

※勤務先の事業所から証明を受けてください。

様式第2号の2

事業証明書

氏名			
生年月日	年 月 日生 (歳)		
住所	大和町		
事業所名及び 代表者			
事業所の所在地	宮城県		
事業開始日	年 月 日から現在も継続している		
事業の概要又は 目的			
直近3カ月の 売上高	年 月 円	年 月 円	年 月 円
<p>大和町長 殿</p> <p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請者名： 印</p> <p>電話番号：</p>			

添付書類

直近の会計期間に係る決算書等

大和町長 殿

誓 約 書

大和町奨学金返還支援補助金交付申請にあたり、下記について誓約及び同意いたします。

記

1. 補助金の交付に対する要件を満たしていることを誓約します。
2. 交付対象の要件，交付決定時に付した条件又は，大和町奨学金返還支援補助金交付要綱に反するなど，偽りその他不正があった場合は，補助金の返還を誓約します。
3. 住民基本台帳の記録状況の調査について，同意いたします。
4. 町税等の納付状況の調査に同意いたします。

申請者 住 所

氏 名

（申請者が署名をすること。）

様式第 4 号（第 6 条関係）

大和町指令第 号
年 月 日

様

大和町長

大和町奨学金返還支援補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった大和町奨学金返還支援補助金について、下記のとおり条件を付して交付することに決定し、額を確定したので、大和町奨学金返還支援補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 金 円
2. この通知書を受けたときは、通知のあった日から 30 日以内に大和町奨学金返還支援補助金請求書（様式第 5 号）を町長に提出すること。
3. 提出した書類に虚偽その他不正があったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

様式第5号（第9条関係）

大和町指令第 号
年 月 日

様

大和町長

大和町奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定を行った大和町奨学金返還支援補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、大和町奨学金返還支援補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

既 交 付 決 定 額	金 円
交 付 決 定 取 消 額	金 円
交付決定の取消の事由	

様式第6号（第10条関係）

大和町指令第 号
年 月 日

様

大和町長

大和町奨学金返還支援補助金返還命令書

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定を行った大和町奨学金返還支援補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、大和町奨学金返還支援補助金交付要綱第10条の規定により返還を命ずる。

記

返 還 額	金 円
返還期限	年 月 日
返還自由	